

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成9年1月から同年9月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月21日から平成10年10月1日まで

雇用条件として社会保険の完備している事業所で働きたいと思っていたので、A社で勤務した。ところが、退職した同僚から同事業所は正しい額の厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納めていないらしいということを知った。そのことは経営者にも伝わったらしく、平成11年からは正しく納め始めたようだが、申立期間については実際の給与額より低い標準報酬月額となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年1月から同年9月までの期間については、申立人が保管するA社の給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（17万円）を超える報酬月額の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（24万円）より低い標準報酬月額（20万円）に見合う厚生年金保険料（1万7,350円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成9年1月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額

を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち、平成9年1月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和63年12月から平成元年4月までの期間、同年6月から同年9月までの期間、同年11月から2年1月までの期間、同年3月から4年9月までの期間、5年1月から同年12月までの期間、6年11月から7年1月までの期間、同年10月から8年10月までの期間、同年12月、9年10月、同年11月及び10年1月から同年9月までの期間については、給与明細書により、申立人の報酬月額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることが確認でき、4年10月から同年12月までの期間、6年1月から同年10月までの期間及び7年2月から同年9月までの期間については、給与明細書により、申立人の報酬月額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることが確認でき、昭和63年10月及び同年11月については、給与明細書により、申立人の報酬月額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成元年5月、同年10月、2年2月、8年11月及び9年12月

については、申立人は、給与明細書を所持しておらず、また、A社は、当該期間当時の厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、厚生年金保険料の控除等については分からないと回答しており、当該期間における保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和63年10月から平成8年12月までの期間及び9年10月から10年9月までの期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年5月から52年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間について「納付事実を確認できない。」との回答を受けたが納得できない。

私は、若い頃より、母から国民年金について話を聞かされており、保険料納付の重要性を充分認識し、申立期間前の昭和44年10月に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行い、保険料を納付してきた。

また、昭和44年3月に結婚してからは、妻は必ず夫婦二人分の国民年金保険料を持参し市役所で納付してきた。この当時、妻も結婚前の職業柄から保険料の納付義務を強く認識していた。

仮に、この未納期間があったとすれば、再加入手続をしたとされる昭和52年4月に必ず問題になったはずであり、何らかの対処をするはずである。まして、この期間の時効の説明は一切受けていない。私は、昭和48年5月頃、市役所で再加入手続を行った。

申立期間当時、自営業の開業準備などで忙しく、国民年金保険料の納付は全部妻に任せていたが、一緒に納付してきた妻に未納期間が全く無く、私だけに未納期間があることに納得できない。申立期間については、全て国民年金保険料を納付しており未納期間が無いことを申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行い、保険料を納付してきた。」「昭和48年5月頃、市役所で再加入手続を行った。」と主張しているものの、A市の国民年金被保険者名簿により、「52

年4月5日取得報告打出」、「52年4月納付書打出」と記録されているところ、当該記録について、A市は、「申立人の国民年金被保険者資格取得に係る届出が52年4月に行われ、昭和52年度分の納付書を同年4月に発行したことである。」と回答していることから、申立人は、48年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、国民年金の再加入手続を52年4月に行っていることが確認できる上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、「昭和44年3月に結婚してからは、妻が必ず夫婦二人分の保険料を市役所で納付してきた。」と主張しているところ、国民年金の再加入届を提出した52年4月時点においては、申立期間のうち、48年5月から49年12月までの期間は時効により納付できない上、50年1月から51年3月までの期間の保険料は過年度納付によることとなるが、市役所では過年度保険料の納付を取り扱っていないほか、当時は特例納付実施期間でもないことから、A市役所では、51年3月以前の期間の保険料は納付できず、申立人の主張とは符合しない。

さらに、「申立期間当時は、自営業の開業準備等で忙しく、国民年金保険料の納付は全部妻に任せており、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたとする妻の保険料が納付済みであるにもかかわらず、自分の保険料のみが未納になっていることには納得いかない。」と主張しているものの、申立人の妻は、「昭和48年から52年頃は、小さい子供が3人いたので、市役所へ行く暇がなく、国民年金保険料を納付に行ったことは無い。」、「保険料を納付した時期、場所及び金額について、全く記憶が無い。」と供述している。

加えて、申立人は、「妻以外に国民年金保険料を納付したことを証言してくれる人はいない。」と供述しているほか、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、具体的な納付状況が不明である。

このほか、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月 1 日から 50 年 12 月 1 日まで
② 昭和 52 年 12 月 1 日から 54 年 1 月 1 日まで

申立期間①については、A社（現在は、B社）で昭和42年2月8日から勤務していた。厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和45年11月1日になっているが、50年11月30日まで勤務した記憶があるので、当該喪失日を訂正してほしい。

申立期間②については、C社で昭和51年1月25日から勤務していた。厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和52年12月1日になっているが、53年12月31日まで勤務した記憶があるので、喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の業務に関する記憶及び元従業員の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、現在のB社は、「問い合わせに関し確認作業を行ったが、当時の資料は無く、その当時の社員の確認もできなかった。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間当時の上司及び元同僚の名前を記憶していないことから、申立人の当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について証言を得ることはできない。

さらに、当該事業所の元従業員4人に照会したところ、二人は、「申立

人は知っているが、勤務期間等については分からない。」としており、具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人が勤務していたA社D店の自分の後任として名前を挙げた者のD店における勤務期間の特定ができない上、上記4人のうちの一人からは、「申立人は分からないが、私は、D店に店長職で昭和49年夏の初め頃に赴任し、50年9月1日までいた。」と供述している。

なお、申立人は、申立期間①のうち、昭和46年4月から48年3月までの期間について国民年金保険料が納付済みとなっている。

申立期間②について、元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は、昭和51年1月25日に資格取得し、52年12月1日に資格喪失していることが確認でき、この記録は、オンライン記録及び雇用保険の加入記録と一致している。

また、申立人は、申立期間当時の上司及び元同僚の名前を記憶していないことから、申立人の当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について証言を得ることはできない。

さらに、当該事業所の元従業員9人に照会し、5人から回答を得られたところ、そのうち一人は、「申立人は知っている。具体的には分からない。」と供述しているほか、他の4人は「申立人は分からない。」としている。

なお、申立人は、申立期間②のうち、昭和53年4月から53年12月までの期間について国民年金保険料が納付済みとなっている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年10月1日まで
ねんきん特別便で申立期間が国民年金の未納期間となっていることが判明した。しかし、私は平成9年4月から10年3月まで継続してA社にB業務者として勤務していた。また、勤務内容、勤務時間はむしろ他のB業務者より過酷で、長かった。したがって、同社側に何か手続上の問題があったと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している長期派遣B業務者勤務伺から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間については、申立人はC社からの派遣B業務者のため、当社との雇用関係が無く、社会保険には加入していなかったが、平成9年10月1日からは、当社の臨時的任用職員として採用しているため、社会保険に加入させていた。」と回答している。

また、長期派遣B業務者勤務伺によると、申立期間については、申立人の所属はC社D部署と記載されていることから、A社では、申立人を派遣B業務者として受け入れていたものと推認される。

さらに、A社の被保険者縦覧照会回答票を確認したが、申立期間において被保険者資格を取得した者の中に、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 4 月 5 日から同年 11 月 7 日まで
② 平成 7 年 1 月 18 日から同年 11 月 8 日まで

夫と一緒にA社（勤務先は、B店）に勤務したので、夫に厚生年金保険の加入記録がある期間については、私にも加入記録があると思う。

夫はC業務者だが、私はC業務の補助をしていた。季節雇用だったが、雇用保険と社会保険を差し引かれていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務に関する記憶及び雇用保険の一部の加入記録から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は平成10年5月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の元事業主は既に死亡しており、元事業主の妻で夫の死亡後に事業主となったその妻に照会したところ、同人は、「申立期間当時、会社の経営には関わらなかった。当時の資料は無い。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人が「社員だったと思う。」として名前を挙げた元同僚は、「申立人は知らない。」と回答しているほか、申立期間当時に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員12人に照会し、回答の得られた7人は、いずれも「申立人を知らない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて証言を得ることはできなかった。

さらに、前記の回答の得られた従業員の一人名は、「私が勤務したのは、D店の方であったが、当時は厚生年金保険に加入していない従業員はたくさんいた。」と証言しているほか、同人が名前を挙げた同僚について、厚生年金保険被保険者の加入記録を確認したところ、加入記録が確認できないことから、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがわかる。

加えて、申立人は、申立期間の全てにおいて国民年金に加入し、申請免除期間とされている。

その上、E市では、「平成2年度から8年度までの期間について、申立人が世帯主であった時に、国民健康保険税が課税され、納付されている。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

青森厚生年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 21 日から 58 年 3 月 21 日まで
申立期間について、年金事務所から厚生年金保険に加入していないとの回答をもらったが、私はA社に10年間継続して勤務していたと記憶しているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと主張しているものの、申立人の雇用保険の加入記録によると、同事業所での離職日は昭和56年3月15日であることが確認できる上、申立人は、同事業所を離職後、同年5月6日に基本手当の受給資格決定を受け、同年12月4日まで、基本手当を受給していることが確認できるほか、申立人は57年1月1日から平成8年5月31日までB社に勤務していることが確認できる。

また、A社で厚生年金保険被保険者記録のある元同僚は、「私は昭和57年8月25日にA社を辞めたが、申立人は私が退職する1年以上前に辞めたと思う。」と供述している。

さらに、当該事業所は、平成13年4月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同年11月24日に解散しており、元事業主の代理人である妻によると、「事業所閉鎖に伴い、関連資料は処分したので、何も残っていない。」と供述している。

加えて、当該事業所の被保険者原票を確認したが、申立期間において資格を取得した被保険者の中に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
A社における私の厚生年金保険の加入記録が昭和 47 年 12 月 1 日から 48 年 1 月 29 日までとされているが、私は 47 年 7 月 1 日から 7 か月間当該事業所に勤務しており、採用後すぐに厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料は控除されていたはずである。申立期間について、厚生年金保険の加入期間とされていないことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務に関する記憶及び元同僚の証言により、申立人が申立期間頃、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、昭和 47 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、当該事業所において、申立人と同様に、当該事業所が厚生年金保険の適用となった昭和 47 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員 9 人に照会したところ、回答のあった 4 人のうち二人は、「当該事業所は、事務方の手続の都合により、厚生年金保険の加入は同年 12 月 1 日からであったと記憶している。」、「私は申立人と同様に同年 7 月に当該事業所に入社したが、同年 12 月までは厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、他の二人は、「当該事業所の厚生年金保険加入は、同年 12 月 1 日からで間違いない。」と供述している。

なお、当該事業所は昭和 49 年 1 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、当時の事業主からは、「会社の倒産後、関係書類は廃

棄しており、厚生年金保険の取扱いについては分からない。」との回答を得ており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。